

補助金申請手続きの流れについて（豊能町がけ地近接等危険住宅移転事業補助金）

手 続 き 等	内 容
<p>事前相談</p>	<p>補助額・補助要件・申請手続きなどについて、事前相談を行ったうえで申請書を提出してください。</p>
<p>補助金交付申請</p>	<p>補助金交付申請書に下記書類を添えて提出してください。（危険住宅除去等のみ→⑤⑨⑩不要）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 危険住宅及びその敷地に係る登記事項証明書その他危険住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの(申請日から 3 月以内に交付されたものに限る。) ② 危険住宅の所有者について、本町町税の滞納がないことを証明する書類(申請日から 3 月以内に交付されたものに限る。) ③ 危険住宅の付近見取り図、配置図、平面図及び外観写真 ④ 危険住宅の建築時期が確認できる書類(他の書類と兼ねることができる。) ⑤ 移転先住宅の付近見取り図、配置図、平面図及び立面図 ⑥ 資金計画書(様式第 2 号) ⑦ 危険住宅の除去に要する経費の見積書 ⑧ 危険住宅の引越等に要する経費の見積書 ⑨ 移転先住宅の建設、購入及び改修に要する経費の見積書 ⑩ 移転先住宅の建設、購入及び改修に要する資金の借入を予定している金融機関その他の機関において、建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利相当額の計算表 ⑪ 課税事業者届出書(消費税の課税事業者である場合)
<p>補助金交付決定</p>	<p>申請書を審査し、町から補助金交付決定通知書を送付します。</p>
<p>契 約 締 結</p>	<p>交付決定通知書が届いてから除去や購入等の契約を結んでください。</p>
<p>移転先住宅の建設、購入及び改修、既存住宅除去実施</p>	<p>1 月末日を目途に移転事業が完了するようにしてください。</p>
<p>移転事業完了</p>	<p>移転事業完了後 30 日以内または同年度 3 月 15 日のいずれか早い日までに実績報告書に下記書類を添えて提出してください。（危険住宅除去等のみ→⑥～⑫不要）</p> <ol style="list-style-type: none"> ① 危険住宅を除去したことがわかる写真 ② 危険住宅の除去等に係る契約書の写し ③ 危険住宅の除去等に要した経費の請求書又は領収書 ④ 危険住宅の引越等に係る契約書の写し ⑤ 危険住宅の引越等に要した経費の請求書又は領収書 ⑥ 移転先住宅の外観写真 ⑦ 移転先住宅の建設、購入及び改修に係る契約書の写し ⑧ 移転先住宅の建設、購入及び改修に要した経費の請求書又は領収書 ⑨ 資金調達書(様式第 10 号) ⑩ 移転先住宅の建設、購入及び改修をするために要する資金を借入れた金融機関その他の借入先との融資契約書等の写し又はこれに代わる証明書及び当該借入先により建物及び土地の費目ごとに作成された借入金利相当額の計算表 ⑪ 移転先住宅及びその敷地の登記事項証明書その他移転先住宅及びその敷地の所有者が確認できるもの(実績報告日から 3 月以内に交付されたものに限る。) ⑫ 移転先住宅の建築基準法(昭和 25 年法律第 201 号)第 7 条第 5 項の規定に基づく検査済証の写しその他これに準ずると町長が認める書類 <p>※その他必要な書類を提出していただく場合があります。</p>
<p>補助金の確定 および交付</p>	<p>実績報告書を審査し、適正な実施の確認ができれば確定通知を行い、町に指定された口座へ補助金を振り込みます。</p>